

既に供用されている道路における 歩行者専用道路の指定について

道路局路政課

〈道路局路政課のダイ蔵係長と新人係員シンイチのお昼の1コマ〉

（しとしとと雨が降る窓の外を眺めながら…）

シンイチ 係長、すっかり梅雨ですね。通勤の時はイヤですけど、部屋の中いると、なんだか落ち着きますね。

ダイ蔵 そうだね。ただ、あんまりのんびりはしてられないぞ。さっさと仕事を終わらせて帰らないと、一〇時からのワールドカップのTV中継に間に合わなくなっちゃうぞ！

シンイチ はい！

ダイ蔵 ところで、昼どきなにご飯も食べないで、しきりと道路法令総覧を眺めてるみたいだね。どうですかしたの？

シンイチ えっ、眺めてるだなんてひどいですね。さっき、電話で問い合わせを受けた件について悩んでいるところなんですよ。

ダイ蔵 フムフム、それはすばらしい！ それで、

何について悩んでいるの？

シンイチ 市役所の道路管理部門の方からのお問い合わせなんです。駅前商店街の活性化を検討しているところで、既存のアーケード街を歩行者専用道路にするにあたっての手續を教えてくださいって話なんです。既存の道路を歩行者専用道路にする場合、一旦、路線の廃止をすべきなのかと質問いただいたのですが、よくわからなくて。

ダイ蔵 歩行者専用道路にすると、自動車を気にしないで安心して買い物などができるようになるから、商店街の活性化のためには是非ともやりたいんだらうね。

さて、本題に入るとして、何はともあれ、まずは、条文を手掛かりに考えをスタートしなきゃいけないぞ。法律にはなんて書いてあるのかな？

シンイチ 歩行者専用道路の指定手續を定めている条文ってことで、道路法（以下「法」としま

す。）第四八条の二三を見てるんです。第三項に「道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定することができる。」と書いてあるんですが、この「まだ供用の開始がない道路又は道路の部分」という表現がよくわからなくて…。お問い合わせの件は、既に供用されている道路なので、「まだ供用の開始がない」という要件に当てはまらないと思うんですが、既存道路を「まだ供用の開始がない」という状態にするには、供用の廃止を行うべきなのか、路線の廃止を行うべきなのかどちらなのでしょう？ 逐条解説も見ているんですが、余計わからなくなっちゃいました…。

ダイ蔵 なるほど。で、逐条解説にはなんて書いてあるの？

シンイチ 道路法解説には、法第四八条の二三において道路管理者が自転車専用道路等（自転車専用道路・自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路）に指定できる道路が「まだ供用の開始のない道路又は道路の部分」に限定されている趣旨について、「既に供用の道路について自転車専用道路等を指定することは、交通規制権の一態様であり、道路交通法で既に規定するところ

もあるため、本法では、道路管理者があらかじめもつぱら自転車等の通行の用に供する道路として構造上も配慮して建設したものについて、道路管理者の供用意思に基づき指定することとしたもの」と記述されています。

法律が要求している、「まだ供用の開始がない道路又は道路の部分」という要件を充たすためには、文字通り、供用の廃止を行うことで足りるようにも思えるのですが、道路法解説では、そもそも既供用の道路は道路管理者が自転車専用道路等に指定することができず、路線の廃止をしなければならぬと考えられているようにも思えるんです。

ダイ蔵 うーん、けっこう悩んでいるみたいだね。そうだね、まず、路線の廃止、供用の廃止のそれぞれの性質と手続について整理して見る必要があるね。路線の廃止とはどういうものなんだっけ？

シンイチ 路線の廃止とは、路線の対象となっている道路の機能が失われて一般交通の用に供する必要がなくなった場合に、その道路を道路法上の道路ではないもの、つまり廃道とする処分です。路線について定められていた道路の区域、当該道路に係る供用行為も自動的に消滅するとされています。

路線の廃止の手続は、路線の認定の手続に準

じて行われるとされているので（道路法第一〇条第三項）、路線を廃止し、又は変更する場合には議会の議決を必要とします（都道府県道につき法第七条第二項、市町村道につき法第八条第二項）。また、都道府県道の場合、国土交通大臣との協議を必要とするとされています（法第七条第四項第一項）。

ダイ蔵 よく勉強しているね、すばらしい！じゃあ、供用の廃止とはどういうこと？

シンイチ 供用の廃止とは、道路を一般交通の用に供することをやめるという意思を道路管理者が対外的に明らかにする行為ではありますが、当該道路の区域、路線等に変更を加えるものではないとされています。

供用の廃止の手続は、道路管理者がその旨を公示し、図面を一般の縦覧に供することによって行われます（法第一八条第二項）。路線の廃止の場合とは異なり、議会の議決は必要とされていません。

ダイ蔵 そのとおり。今整理してくれたみたいに、路線の廃止と供用の廃止とは、議会の議決が必要となるか否かをはじめとして、大きな違いがあるけど、それだけ性質も違うってことだね。

一般に、道路は、①路線の指定又は認定を行い、道路管理者が道路の区域を決定し、その敷

地上に所有権等の権原を取得し、必要な工事等を行って道路としての形体を整え、②供用を開始するという一連の手続きに従って成立するわけだよ。

路線の廃止と供用の廃止の性質が異なることとパラレルなこととして、道路管理者として、①路線の指定又は認定の段階で対外的に明らかにしなければならぬことと、②供用の開始の段階で対外的に明らかにしなければならぬことは違うわけだよ。

ということは、結局のところ、今回問い合わせを受けている、路線の廃止と供用の廃止のどちらを行うべきかという問題は、ある道路を歩行者専用道路とする意思を道路管理者が対外的に明らかにする時点として、①と②のどちらが適当かということに置き換えられるわけだね。（そして法律上は、「まだ供用の開始がない」段階と規定されているだけだってわけだよ。）ここまで整理できたところで答えは見えてきたかな？

シンイチ うーん…。

ダイ蔵 いいかい、ある道路を歩行者専用道路とするかどうかといった問題、つまり、どのような交通手段のために道路の供用を行うかということ、その道路の設置の目的とも密接に関連するものがあるから、早い段階から検討され

て然るべきではあるけど、①の段階というのは
起点・終点・重要な経過地などを明らかにする
ことによって線の道路ネットワークに位置づ
ける段階に過ぎず、個別具体の歩行者専用道路
の指定といった詳細な内容まで対外的に明らか
にする必要はないんだ。道路管理者が道路とし
て供用を行う意思を対外的に明らかにする段階
が、②の段階なわけだけど、歩行者専用道路に
する旨の指定の公示はこの段階までに行えばよ
いと考える方が適当だよな。

つまり、既供用道路を歩行者専用道路に指定
する場合で言うと、供用の廃止を行うことによ
って、道路管理者がどのような道路として供用
を行うのかという意思表示を対外的に行う②の
段階の前に遡り、歩行者専用道路の指定を行っ
た後に再度供用を開始することで足りることに
なるな。このことは、自転車専用道路や自転車
歩行者専用道路でも変わるものじゃないよ。

シンイチ じゃあ、結論としては、道路管理者が
既に供用されている道路を歩行者専用道路とし
て指定するためには、路線を廃止する必要まで
はなく、その道路の供用を一旦廃止することで
足りるということなんですね。悩みが解決して
よかったです。なんだ、条文通りでいいってこと
ですよな？

ダイ蔵 おいおい！ たとえ同じ結論だったとし

ても、単に条文の字句通りの結論と、条文の背
後にある制定趣旨などを勘案した結果出した結
論とでは、説得力が全く違うよ。今回はいい勉
強になったんじゃないかな。

シンイチ はいっ。ところで、先程の道路法解説
では、自転車専用道路等は、「道路管理者があ
らかじめもつばら自転車等の通行の用に供する
道路として構造上も配慮して建設したもの」と
されているんですが、既存の道路について工事
を行うことなく自転車専用道路に指定すること
も可能という理解でいいんでしょうか？

ダイ蔵 うん、いい質問だね。道路法解説では、
適用されるケースとして多いと思われる新設を
念頭においているから「建設したもの」って説
明されているだけで、既供用の道路を自転車専
用道路等として指定する場合でいうと、専用道
路として、その供用に耐えうるかという構造上
の検討をしていることが必要だっていう意味だ
よな。検討の結果、専用道路としての安全性等
が担保されている限りは、改築等の何らかの工
事が必要とされるわけではないんだ。

シンイチ なるほど、わかりました。

ダイ蔵 さてさて、何はともあれ、お昼ごはんを
食べにいきましょうか！ 今日、ワールドカップの
景気づけということで、カツカレーがいいか
な！

シンイチ 「今日は」だなんて白々しいですね…。
昨日もカレーだったじゃないですか、ほんとに
カレーが好きなんですね…。まあ、僕も好きな
のでいいですけどね！ 喜んでお供します！